

令和5年度（令和6年6月1日登録）野田市育児休業任期付職員登録選考試験（栄養士・歯科衛生士）の実施について

令和5年度（令和6年6月1日登録）野田市育児休業任期付職員登録選考試験（栄養士・歯科衛生士）を次のとおり実施します。

令和6年3月15日

野田市長 鈴木 有

## 1 募集内容

試験職種	登録予定人員	職務内容	受験資格
栄養士	1名程度	学校施設等に勤務し、栄養士としての業務に従事します。	栄養士法に規定する栄養士の免許を有する者
歯科衛生士	1名程度	保健・福祉施設、学校施設等に勤務し、歯科衛生士としての業務に従事します。	歯科衛生士法に規定する歯科衛生士の免許を有する者

◎次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 野田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《育児休業任期付職員とは》

- (1) 市の職員が育児休業を取得する際に、代替職員として任期を定めて採用する職員です。任期は3年以内で、職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されます。

なお、職員の育児休業の期間の延長があったときは、3年以内で任期が更新される場合があります。

- (2) 登録期間は3年間ですが、職員の育児休業の取得状況によっては、採用されない場合があります。
- (3) 育児休業任期付職員として採用される前に、産前産後休暇期間の会計年度任用職員として採用される場合があります。
- (4) 給与、勤務条件は、基本的に職員と同様となります。

## 2 申込方法等

### (1) 申込方法

郵 送	申込方法	エントリーシートに必要事項を全て自筆により記入し、写真を貼り、野田市総務部人事課（10 問合せ・書類提出先参照）へ郵送してください。 <u>郵送は、簡易書留等の引き受けから配達までが記録される郵便で提出してください。</u>
	受付期間	令和6年3月15日(金)から令和6年4月24日(水)まで ※4月24日必着
持 参	申込方法	エントリーシートに必要事項を全て自筆により記入し、写真を貼り、野田市役所3階総務部人事課へ直接持参してください。
	受付期間	令和6年3月15日(金)から令和6年4月24日(水)まで ※土、日、祝を除く。 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類（提出書類はお返しできません。）

野田市任期付職員採用選考試験エントリーシート（写真貼付）

※記載事項は全て記入してください。

※全て自筆（コピー、消せるボールペン・鉛筆不可）で記入してください。

(3) 記載事項に虚偽、不正があるときは、採用される資格を失うことがあります。

(4) 提出書類が整っていない場合、記載漏れがある場合及び採用者決定後は受け付けません。

(5) 身体の障がい等の理由により、受験にあたって配慮を必要とされる場合は、必ず申込時に電話等にて野田市総務部人事課へ連絡してください。

## 3 試験の日時及び会場

試 験 区 分	日 時 ・ 会 場
書類選考	エントリーシート（受験申込時に提出）
面接試験	令和6年5月中旬（予定） 試験会場 野田市役所本庁舎 ※ エントリーシートを受付後、追って詳細をご連絡いたします。 ※ 当日は、必ず指定の時刻までに集合してください。遅刻者は受験できません。

## 4 試験の方法

- ・エントリーシート書類選考（指定の様式に自筆により作成してください。）
- ・面接試験（個別面接）

注 欠席により受験しない場合は、失格となります。

## 5 採用

- (1) 最終合格者は、選考試験の成績順に育児休業任期付職員登録者名簿に3年間登録されます。この期間内であれば、一度採用された場合でも、再度採用されることもあります。
- (2) 採用は、令和6年6月以降から開始する予定ですが、職員の育児休業の取得状況等により随時採用されます。育児休業の取得状況によっては、採用されない場合があります。
- (3) 採用予定者に対し、受験資格資料の提出により受験資格のないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

## 6 合格者の発表

試験の合否は、面接試験終了後、5月下旬頃に文書で受験者全員に通知します。

※ 合否について、電話等での問合せには、一切お答えできません。

## 7 給与等

- (1) 給料は、野田市一般職の給与に関する条例等に基づき支給されます。

(令和6年4月1日現在(地域手当含む))

[例]免許取得後、民間施設等で同職種にて職務経験(正職員)がある場合の給料

試験職種	年齢	職務経験年数	格付け	給料月額
栄養士	30歳	10年	1級	244,542円程度
歯科衛生士	35歳	15年		255,354円程度

※職務経験等の職歴に応じて初任給を決定します。

- (2) 給与は、野田市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、上記以外に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 8 勤務時間、休暇等

- (1) 勤務時間 1週間当たりの勤務時間は38時間45分
- (2) 有給休暇 年次休暇(6月採用の場合は年間12日、その翌年から年間20日)及び夏季、結婚、出産、忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。
- (3) その他 介護休暇制度のほか、厚生年金保険制度、共済療養給付制度(健康保険に相当)、退職金制度等があります。

## 9 その他

この採用試験の結果等については、口頭で閲覧の申出をすることができます。電話、はがき等による申出はできませんので、受験者本人であることを確認できる運転免許証等を持参の上、直接閲覧場所までお越しください。

閲覧の申出をすることができる人	閲覧内容	閲覧期間・閲覧場所
各試験不合格者 (本人に限る)	総合得点及び総合順位	合否通知発送の日から1か月間 市役所3階人事課

## 10 問合せ・書類提出先

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1

野田市総務部人事課（市役所3階）

電話番号 04(7199)4919

